

軽微変更証明

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明)

- 1 建築物の用途
(該当する□にレを記入) 一戸建て住宅 一戸建て住宅以外の住宅
 工場等のみ 工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入) 住宅部分：
 仕様基準 仕様・計算併用法 標準計算法
非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等
- 3 手数料額

計画の種類 (該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅		別表第一の三 六の(一)の(1) m ²	別表第一の三 六の(二)の(1) 円(A)
<input type="checkbox"/> 一戸建て 住宅以外 の建築物	住宅部分の 床面積の合計	別表第一の三 六の(一)の(2)のア m ²	別表第一の三 六の(二)の(2)のア 円(B)
	住戸の数が 一である複合 建築物の住宅 部分の床面積	別表第一の三 六の(一)の(1) m ²	別表第一の三 六の(二)の(1) 円(C)
	工場等のみの 場合の床面積 の合計		別表第一の三 六の(二)の(2)のイ 円(D)
	非住宅部分の 床面積の合計	別表第一の三 六の(一)の(2)のイ m ²	別表第一の三 六の(二)の(2)のウ 円(E)
		(b) + (e) 又は (c) + (e)	(B) + (E)、(C) + (E) 又は (D) + (E)
	計		円

合計 円

(注意)

- 1 「適合証等」とは、東京都北区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第14条第4項各号に規定する図書をいう。
- 2 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。